

平成 27 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

公法（憲法・行政法）問題紙

A日程

平成 26 年 8 月 31 日

13 : 00～15 : 00 (120 分)

(180 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 公法の問題紙は 1 ページから 5 ページである。

科 目 名	ページ
憲 法	1
行 政 法	2～5

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
憲 法	2 枚	100 点
行 政 法	1 枚	80 点
合 計	3 枚	180 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

憲 法

(配点100点)

問題1

法の下での平等について以下の問いに答えなさい。〔配点：60点〕

- (1) 法の下での平等（憲法第14条第1項）の意味を説明しなさい。
- (2) ある区別が憲法第14条第1項違反であるか否かを判断する枠組みについて論じなさい。
- (3) (2)において論じた判断枠組みを踏まえて、民法第733条第1項の合憲性を論じなさい。

問題2

委任立法について論じなさい。〔配点40点〕

行政法

(配点80点)

問題 いわゆる「違法性の承継」に関する以下の各問に答えなさい。

問1 「違法性の承継」とは、どのような問題か、土地収用法上の「事業認定・収用裁決」を例に簡潔に説明しなさい。解答に際し、必要なら、資料にある土地収用法の条文（抜粋）を参照しなさい。 [配点：40点]

問2 以下の文章はある判決からの引用である（引用に際し、若干の修正を加えている）。これを読んで、まず、本判決は「違法性の承継」を肯定（または、否定）したのかどうかを答え、つぎに、判決が述べる肯定（または、否定）の理由を丁寧に説明しなさい。なお、文中〔 〕は問題作成者による補注であり、「…」は省略があることを意味し、文中〔★〕については文末の注記を参照しなさい。 [配点：40点]

【判旨】 「東京都建築安全条例（…以下「本件条例」という。）4条1項は、〔建築基準〕法43条2項に基づき同条1項に関して制限を付加した規定であり、延べ面積が1000㎡を超える建築物の敷地は、その延べ面積に応じて所定の長さ（最低6m）以上道路に接しなければならない〔=接道義務・接道要件〕と定めている。ただし、本件条例4条3項は、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合においては、同条1項の規定は適用しないと定めている（以下、同条3項の規定により安全上支障がないと認める処分を「安全認定」という。）。特別区は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（…）により、安全認定に係る事務を処理することとされ、区長がその管理及び執行をしている。」

「本件条例4条1項は、大規模な建築物の敷地が道路に接する部分の長さを一定以上確保することにより、避難又は通行の安全を確保することを目的とするものであり、これに適合しない建築物の計画について建築主は建築確認を受けることができない。同条3項に基づく安全認定は、同条1項所定の接道要件を満たしていない建築物の計画について、同項を適用しないこととし、建築主に対し、建築確認申請手続において同項所定の接道義務の違反がないものとして扱われるという地位を与えるものである。」

「以上のとおり、〔建築主事が行う〕建築確認における接道要件充足の有無の判断と、安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基

づき行うこととされているが、もともとは一体的に行われていたものであり〔★〕、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するために行われるものである。そして、前記のとおり、安全認定は、建築主に対し建築確認申請手続における一定の地位を与えるものであり、建築確認と結合して初めてその効果を発揮するのである。

他方、安全認定があっても、これを申請者以外の者に通知することは予定されておらず、建築確認があるまでは工事が行われることもないから、周辺住民等これを争おうとする者がその存在を速やかに知ることができるとは限らない（これに対し、建築確認については、工事の施工者は、〔建築基準〕法89条1項に従い建築確認があった旨の表示を工事現場にしなければならない。）。そうすると、安全認定について、その適否を争うための手続的保障がこれを争おうとする者に十分に与えられているというのは困難である。仮に周辺住民等が安全認定の存在を知ったとしても、その者において、安全認定によって直ちに不利益を受けることはなく、建築確認があった段階で初めて不利益が現実化すると考えて、その段階までは争訟の提起という手段は執らないという判断をすることがあながち不合理であるともいえない。」

★注記： 1998年、指定確認検査機関制度の導入に伴う建築基準法改正を承けて本件条例も改正された。

○ 資料 土地収用法

（事業の説明）

第15条の14 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

（事業の認定）

第16条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第3条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

（事業の認定の要件）

第20条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(公聴会)

第23条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第2項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3 . . .

(事業認定申請書の送付及び縦覧)

第24条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、申請に係る事業が第20条に規定する要件に該当しないことが明らかである場合を除き、起業地が所在する市町村の長に対して事業認定申請書及びその添附書類のうち当該市町村に係る部分の写を送付しなければならない。

2 . . .

(利害関係人の意見書の提出)

第25条 前条第2項の規定による公告があつたときは、事業の認定について利害関係を有する者は、同項の縦覧期間内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

2 都道府県知事は、国土交通大臣が認定に関する処分を行おうとする事業について、前項の規定による意見書を受け取つたときは、直ちに、これを国土交通大臣に送付し、前条第2項に規定する期間内に意見書の提出がなかつたときは、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(却下の裁決)

第47条 収用又は使用の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは、収用委員会は、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

一 . . .

(収用又は使用の裁決)

第47条の2 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 . . .

(権利取得裁決)

第48条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- 三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）
- 四 その他この法律に規定する事項

2 . . .

（収用委員会の裁決についての審査請求）

第129条 収用委員会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

（不服申立期間）

第130条 事業の認定についての異議申立て又は審査請求に関する行政不服審査法（・・・）第45条又は第14条第1項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して30日以内とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第14条第1項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。